

令和6(2024)年度栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務委託
公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

令和6(2024)年度栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、令和6(2024)年度栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、令和6(2024)年度栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- 1 企画提案書の審査は、各委員が、企画提案書の記載内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに採点する。
- 2 委員が行った採点の合計を評価点とする。
- 3 前項により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員毎に提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和6(2024)年度の事業において適用する。

(別表1 審査会の構成)

| 所属 | | 役職 | 備考 |
|-------|---------|---------------------|----|
| 総合政策部 | 地域振興課 | 課長 | 会長 |
| | | 課長補佐(総括) | |
| | | 地域振興・とちぎ暮らし推進担当(GL) | |
| | | 地域振興・とちぎ暮らし推進担当主査 | |
| | デジタル戦略課 | ブランディング推進室主査 | |

(別表2 審査項目及び配点)

| 区分 | | 評価項目 | 配点 |
|--|----------|--|------------|
| 1 | 業務内容の理解度 | (1) 本県が直面する人口減少問題の状況と、本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。 | 10 |
| 2 | 企画提案の優位性 | 【ターゲットに応じた仮説の設定】 (2) 現状分析を踏まえ、ターゲットに行動変容を促す適切な仮説がなされているか。 | 10 |
| | | 【広告の運用方針】 (3) 広告効果の最大化を図るための運用方法について具体的かつ的確な提案がなされているか。効果測定及び改善方法は適切か。 | 20 |
| | | 【広告物の作成方針】 (4) 本県への移住や本県とのつながりづくりに係る潜在的ニーズを効果的に想起させるための提案がなされているか。 | 10 |
| | | 【目標設定】 (5) 本事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。 | 10 |
| | | 【その他提案】 (6) 仕様書にて求められる内容以上の提案があり、かつ業務目的達成に有効な手段となっているか。 | 5 |
| | | 3 | 企画提案の実施可能性 |
| 【業務実績】 (8) 類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。報告書は業務の効果や進捗がわかりやすいものであるか。 | 10 | | |
| 【経費】 (9) 業務内容に見合った適切な経費であるか。広告配信費と管理費のバランスは適切か。 | 10 | | |
| 合 計 | | | 100 |